

鳴門公園内の法規制に関する国との協議について

1 自然公園法

○月 日 令和7年12月10日

○相手方 環境省中国四国地方環境事務所 四国事務所

○内 容

- ・公園全体の案内地図や歩行・走行ルールの必要性は理解できる。
- ・サイクリックルの設置や舗装、階段へのスロープの設置は景観保全や利便性向上には必要な取組だが、周辺の景観との調和を著しく損なうと難しいので、具体的な協議が必要
- ・樹木の伐採については、眺望を阻害している場合には可能だが、具体的な協議が必要
- ・モニュメントの設置は、広告物となるため、何を想起させるか、なぜ設置しなければいけないか、周囲からどのように視認され、周囲景観との調和など、設置については総合的に判断されるので、具体的に相談を。

2 文化財保護法

○月 日 令和7年12月24日

○相手方 文化庁文化財第二課

○内 容

- ・建物の改修について、外観や構造を大きく変える場合は事前協議が必要
- ・植栽の伐採については、眺望の確保等、合理的な理由があれば、自然公園部局との調整の上、協議は可能
- ・モニュメントの設置は、場所や規模が適切であることが必要。広場空間等に設置する場合は、モニュメントが映り込みず、風景のみで写真を撮りたい方にも配慮した配置が望ましい。奇抜な芸術作品については意見が分かれるところ。
- ・既存の施設やインフラをうまく改良することであれば許容されやすいので、公園の全体像をまとめて具体的に教えてほしい。